

ザ・税務調査

役員給与に関するチェックと対策 (定期同額給与)

平成18年度の税制改正により、従来、役員報酬は損金算入、役員賞与は損金不算入という考え方から、原則、役員給与は損金不算入とされました。その例外として①定期同額給与、②事前確定届出給与、③利益運動給与を設けています。

いずれにしても法人が役員に給与を支給する場合には、株主総会の議決が必要です。

株主総会で支給額の総枠を決議し、その範囲内で役員に支給をするのであれば、形式的には損金に算入できます。ただし、高額給与等実質基準の判定もあることを忘れないでください。

最近の税務当局の動向を見ると、今までは株主総会の議事録やこれを受けた取締役会議事録が残っていれば、その内容までつぶさに確認するところまでは至っておりませんでした。

しかし、昨年の夏以降の税務調査からは、税制改正や会社法施行からある程度時間が経過しましたので、実態の確認、すなわち、株主総会が開かれたことを証する議事録のチェックはもとより、事務手続きとして株主に対して具体的に召集手続きはどのように行ったのか、欠席者から委任状を取っているか、筆跡等の確認も考えられます。

つまり挙証責任は法人にありますので、物的証拠を残しておくことが大切です。

例えば、株主総会の招集通知を往復ハガキで行い出欠の記録を残したり、株主総会の会場の手当はどのようにしたのか、社内の会議室で行った場合には終了後会食して出前の記録を残す等、姑息だと言われても実施されたことを証することが必要なのです。

また、役員に対する給与は決算期から決算期の間と理解されていた方も多いと思われますが、新会社法では、取締役及び監査役の職務執行期間は、定時株主総会の開催日から次の株主総会の開催日となりますので、株主総会議事録にもその旨追加をしておいてください。

なお、支給する総額の枠取りに当たっては、税務調査により現物給与や経済的利益の供与として給与と認定される事も想定して、ある程度余裕を持って設定してあるか、もう一度チェック

することをお勧めします。

次に、取締役会議事録の作成に当たっての注意点として、各人別の定期給与の明細はもとより、役員賞与の支給が確定をしているのであれば、同様に明細の記載が必要です。

さらに税務対策上、役員に対して必要に応じて経済的利益の供与も含まれる旨の文言も表記しておけばベターです。

役員賞与は税務署にあらかじめ事前確定届出給与として届出をしており、届出額の通り支給していれば原則として損金となります。

しかし、使用人に支給する賞与の時期に役員も賞与を支給していれば問題ないと思われますが、役員のみが異なる時期に賞与をもらっている場合には、税務署に届出をした金額の通りであっても、税務調査で損金を否認されることもありますので、ご注意願います。

実例を紹介しますと、6月決算の法人が役員と従業員に対して賞与を同時期に支給する旨、事前に届け出ましたが、資金繰りがうまくいかず、従業員の分だけとりあえず支給しました。役員については次の決算である7月に何とか支給できたのですが、法人では期末に役員賞与の未払金として処理をしました。

この場合、支給時期に支給金額が未払いとなった時は、事前に支給額が確定したとは言えないとして、一般的には、その届け出をした支給金額の全額が損金不算入となる可能性があります。とは言っても、事前届け出の金額通り1カ月後に支給しており、また、事前届け出に従って支給すると言う意思表示として未払金処理をしているので、事実認定として認められてもよいと思われます。

当局に問い合わせたところ、支給時期に未払いであると言うことは、最初から確定していなかったのではないかと解釈できる。しかし相当の理由が明確であり、すぐに支払いがされているのであれば、ケースバイケースで事実認定により判断するとの見解でした。

出典協力：(財)大蔵財務協会

参考文献：ザ・税務調査